

# 東京都交通局撮影許可等取扱要領

	平成10年11月27日
	10交経企第337号
一部改正	平成14年11月29日
	14交総第1212号
一部改正	平成16年3月31日
	15交総第2176号
一部改正	平成18年6月29日
	18交資第687号
一部改正	平成31年3月28日
	30交資第2864号
一部改正	令和3年3月24日
	2交資第2476号
一部改正	令和5年3月30日
	4交資第2544号

## (目的)

**第1条** この要領は、東京都交通局が所有する電車、自動車、地下高速電車等の車両及び駅構内等の施設（以下「施設等」という。）内における営利を目的とする撮影及び当局の商標又は施設等の意匠を使用した物品の製造・販売（以下「物販」という。）の許可について、必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

**第2条** この要領において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 撮影 映画又はテレビ番組等映像媒体を通じて広く不特定多数に情報等を伝達するため、形を撮る行為及びそれに付随する行為
- (2) 意匠 施設等の形状、模様、色彩又はそれらの結合体
- (3) 営利 当局の広報及びマスコミの報道の一環として行われる撮影以外の行為

## (申請手続等)

**第3条** 撮影を希望する者から、別記様式1「撮影許可申請書」を提出させなければならない。ただし、電車及び自動車の貸切使用による場合は、東京都電車条例及び東京都貸切自動車条例に定める手続による。

- 2 前項に定める申請手続の際には、必要に応じて撮影の具体的内容が判る資料を提出させなければならない。
- 3 物販のうち、地下鉄路線図の使用又は資料、図面及び写真の貸与については、使用又は貸与を希望する者から、別記様式3「著作物使用申込書」を提出させなければならない。
- 4 前項に定めるものを除く物販については、物販を希望する者から、別記様式4「商品化許諾契約申込書」を提出させなければならない。

## (許可、許諾等)

**第4条** 前条第1項に定める申請の内容を審査の上、これを適当と認めるときは許可し、別記様式2「撮影許可書」を交付する。

- 2 前条第3項に定める物販については、申込の内容を審査の上、これを適当と認めるときは許諾し、許諾書を交付する。また、許諾書に対する請書を申込者から徴さなければならない。
- 3 前条第4項に定める物販については、申込の内容を審査の上、これを適当と認めるとき

は、申込者と契約を締結し処理する。

#### (許可等基準)

**第5条** 第3条第1項に定める申請又は同第3項若しくは第4項に定める申込の内容が、次のいずれかに該当する場合又はそのおそれがある場合は、許可、許諾又は契約を行ってはならない。

- (1) 当局の事業運営に支障を与えるもの
- (2) 旅客の安全確保に支障を与えるもの
- (3) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの
- (4) その他当局が不相当と認めるもの

#### (撮影等の立会)

**第6条** 撮影等に当たっては、原則として当局職員を立ち合わせるものとする。ただし、特にその必要がないと認めるときは、この限りでない。

#### (意匠等の提供)

**第7条** 撮影を許可された者又は物販の契約締結をした者から、撮影等の目的のために施設等に関する意匠に関わる資料(以下「意匠等」という。)の提供を求められたときは、事業に支障となる場合又はそのおそれがある場合を除き、これを提供することができる。

2 意匠等の提供に当たっては、これを撮影等の目的以外に使用させ、第三者に貸与し、若しくは使用させてはならない。

#### (許諾料)

**第8条** 第4条第1項に定める許可、同条第2項に定める許諾及び同条第3項に定める契約に当たっては、別表に定める許諾料を徴収する。ただし、特に必要と認めるときは、その一部を減額することができる。

#### (協力料)

**第9条** 第4条第1項に定める許可及び同条第3項に定める契約に当たっては、特に当局の協力を必要とする場合には、別表に定める協力料を徴収することができる。

#### (立会料)

**第10条** 第6条に定める撮影等の立会に当たっては、別表に定める立会料を徴収する。ただし、特に必要と認めるときは、免除又は減額することができる。

#### (許諾料等の徴収時期)

**第11条** 許諾料、協力料及び立会料は、これを指定する日までに速やかに徴収しなければならない。ただし、特にその必要がないと認めるときは、この限りでない。

#### (申請等内容の変更)

**第12条** 第3条第1項に定める申請又は同第3項若しくは第4項に定める申込後、撮影等の内容に変更が生じた場合は、速やかにその変更内容を書面により届け出させなければならない。

#### (成果品の確認)

**第13条** 撮影を許可された者又は物販の許諾を受けた者若しくは契約を締結した者から撮影等による映像、雑誌、玩具等の成果品を、放送、出版又は販売前に提出させ、その内容の確認を受けさせなければならない。ただし、特にその必要がないと認めるときは、この限りで

ない。

- 2 前項により、許可等基準に反する事実が判明したときは、その是正を求めなければならない。

#### (許可等の取消し等)

**第14条** 撮影を許可された者、物販の許諾を受けた者又は契約を締結した者が次のいずれかに該当する行為を行ったときは、許可、許諾の取消し若しくは変更又は契約の解除若しくは変更をしなければならない。

- (1) 第5条に定める事項に該当したとき。
- (2) 意匠等を目的外に使用し、又は無断で第三者に転貸し若しくは使用させたとき。
- (3) 第13条第2項に基づく成果品の内容是正に応じないとき。
- (4) 当局において、撮影等の中止又は変更を必要と認めたとき。

- 2 前項により許可、許諾の取消し若しくは変更又は契約の解除若しくは変更をした場合、又は相手方の都合により一方的に撮影等を中止若しくは変更した場合でも、既納の許諾料、協力料及び立会料は返還してはならない。ただし、やむを得ない場合はこの限りでない。

#### (処理権者)

**第15条** この要領に定める事項は、資産運用部長が処理する。

#### (補則)

**第16条** この要領の施行に関し必要な事項は、資産運用部長が定める。

#### 附 則

この要領は平成10年12月1日から施行する。

附 則 (平成14年11月29日14交総第1212号)

この要領は平成14年12月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月31日15交総第2176号)

この要領は平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年6月29日18交資第687号)

この要領は平成18年7月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月28日30交資第2864号)

この要領は平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月24日2交資第2476号)

この要領は令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月30日4交資第2544号)

この要領は令和5年4月1日から施行する。

(別 表) 料金表(第8条、第9条、第10条関係)

項 目	種 別	料 金	記 事
許 諾 料			
撮 影			
施設内	全事業	1時間30,000円	* 1
営業線使用	地下高速電車	1時間30,000円	* 2 * 3
貸切使用	電車	東京都電車条例の定めによる。	* 4
	自動車	東京都貸切自動車条例の定めによる。	
物 販			
製作及び販売		売上代金の2%を下限とする。	* 5
地下鉄時刻表データ		200,000円/年	* 6 * 7
都バス時刻表データ(23区内)		300,000円/年	* 6 * 8
都バス時刻表データ(多摩地域)		100,000円/年	* 6 * 8
その他	地下鉄路線図使用	50,000円/回	* 6
	資料、図面、映像、写真貸与	5,000円/点	
協 力 料		30,000円を下限とする。	
立 会 料		1時間5,000円/人	* 9

## [記 事]

- \* 1 時間には、機材搬入等準備時間を含む。
- \* 2 営業線使用は、一般乗客と混乗使用することをいう。
- \* 3 営業線使用の場合は、施設内撮影料と営業線使用料とを徴収する。
- \* 4 車庫内使用を含む。
- \* 5 売上代金により難しい場合は、資産運用部長が認めた金額による。
- \* 6 特に必要と認める場合は、資産運用部長が認めた金額による。
- \* 7 都電、日暮里・舎人ライナーの時刻表データを含む。
- \* 8 系統情報を含む。
- \* 9 深夜及び休日の立会料は、通常料金の1.5倍とする。

## [備 考]

- 1 電車及び自動車の各営業線使用は、旅客安全確保の観点から認めない。
- 2 1時間未満は1時間として計算した金額による。
- 3 上記料金の合計金額に消費税を別途加算する。
- 4 協力料の特に当局の協力を必要とする場合とは、DVD監修作業等をいう。
- 5 立会料の深夜とは、午後10時から翌日午前5時までをいい、休日とは、土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始(12月29日から1月3日まで)をいう。

## 撮影許可申請書（新規・変更）

東京都交通局資産運用部長 殿

以下のとおり施設使用について申請します。  
また、使用においては付せられた条件を遵守します。

申請日	年 月 日
申請者	団体・代表者名
	所在地・住所
	電話番号
	担当者（撮影責任者）氏名 携帯電話番号 メールアドレス
撮影目的	
撮影日時	年 月 日（ ） 時 分 から 時 分 まで（ 時間）
撮影場所	
撮影方法・撮影規模	（総人員 名）
放送日・発行日 放映等の媒体 （番組・掲載誌名 特集・企画名）	年 月 日（ ） 時 分～ 時 分 放送/発行
その他	※企画書、シナリオ、会社概要等の資料を添付してください。

以下は記入しないでください。

收受	年 月 日	記事	
----	-------	----	--

## 撮影許可書（新規・変更）

東京都交通局資産運用部長

申請のあった施設使用について以下のとおり許可します。  
また、使用においては付せられた条件を遵守してください。

許可番号	No.
申請日	年 月 日
申請者	団体・代表者名 (撮影責任者)
	所在地・住所
撮影目的	
撮影日時・時間	年 月 日 ( )
	時 分 から 時 分 まで ( 時間)
撮影場所	
許諾料等	円
	(内訳)
	許諾料 円( 円× 時間)
	立会料 円( 円× 時間× 人)
	消費税 円
	※料金は申請時のものであり、時間延長等があった時は料金は変更されます。
備考	

### 条 件

- 1 撮影時間を厳守すること（撮影時間には、準備時間を含む。）。
- 2 撮影の際は、常にこの許可書を携帯すること。
- 3 当局と、事前に撮影場所、方法等を十分打ち合わせること。
- 4 旅客の安全確保に努め、旅客運送に支障とならないように撮影を行うこと。
- 5 当局の営業の妨げとなる行為又は施設等の損壊等により、当局に損害を与えたときは、当局の指示に従い、その一切の費用を弁償すること。
- 6 撮影をやむを得ず中止又は変更する場合は、速やかに連絡すること。  
なお、撮影の中止及び変更並びに許可の取消及び変更の場合、原則として既納の許諾料及び立会料は返還しない。
- 7 撮影開始時間に遅延した場合、撮影が申請内容と異なる場合又は事故発生等による混雑のため撮影することが適当でないとして当局が判断した場合は、撮影中であっても、許可を取り消すことがある。

年 月 日

東京都交通局長 殿

所在地  
社名  
代表者氏名

著作物使用申込書

東京都交通局が所有する著作物を下記記載の当社製品に使用させていただきたく、  
お願い申し上げます。

- 1 使用する著作物
- 2 製品名
- 3 製品内容
- 4 製品価格
- 5 発売時期
- 6 製作数
- 7 使用期間
- 8 その他

年 月 日

東京都交通局長 殿

所在地  
社名  
代表者氏名

商品化許諾契約申込書

東京都交通局が所有する( )を下記記載の当社商品に使用させていただきたく、  
お願い申し上げます。

- 1 商品名
- 2 商品内容
- 3 商品価格 (税抜)
- 4 発売時期
- 5 製作数
- 6 使用期間
- 7 その他